

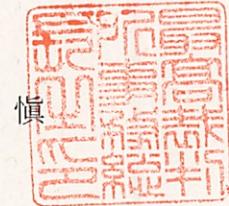
最高裁秘書第4031号

令和3年12月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



慎

司法行政文書の開示についての通知書

令和3年10月1日付け（同月4日受付、第030547号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

裁判官ハンドブック抜粋（片面で4枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

4 休暇・休業

5 育児休業

子を養育するため、子が3歳に達する日までの間取得できる。育児休業期間中は、無報酬となる。

※ 産後パパ育休

男性裁判官は、出産日から57日間（女性裁判官が、産後休暇を取得する期間）にも育児休業を取得することができる。

※制度一覧参照

仕事と家庭生活の両立のための制度一覧

休暇等	期 間 等	留 意 事 項 等
育児休業	<p>(対象者) 3歳未満の子を養育する裁判官は、配偶者の就業の有無、育児休業等の取得の有無等の子の養育状況にかかわりなく、育児休業を取得することができる。</p> <p>(期間) 子が3歳に達する日（満3歳の誕生日の前日）までの裁判官が希望する期間。男性裁判官については子の出生の日から育児休業を取得することができる。子の出生の日から57日間に育児休業（産後パパ育休）を取得した男性裁判官は、特別の事情がなくても、もう一度、育児休業を取得することができる。 女性裁判官については産後休暇終了日の翌日から育児休業を取得することができる。</p> <p>育児休業期間は原則として1回、子が3歳に達する日まで延長することができる。</p> <p>(回数) 同一の子について、特別の事情がある場合を除き、育児休業は1回に限る。産後パパ育休を取得した男性裁判官は、特別の事情がなくても、もう一度、育児休業を取得することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 育児休業を始めようとする日の1か月前までに、育児休業承認請求書に必要事項を記入し、子の出生の証明書類を添付の上（育児休業の期間延長は、子の出生を証明する書類の添付は必要ない。）、所属庁の人事課（人事課のない府においては総務課）に提出して請求する。ただし、やむを得ない事情等により請求が遅れた場合等に、請求が認められないという趣旨ではない。 * 再度の育児休業を予定している場合は、育児休業等計画書に必要事項を記入して育児休業承認請求書とともに提出する。 * 給与（報酬及び諸手当）は支給されないが、期末・勤勉手当については、基準日（6月1日、12月1日）に育児休業を取得していても、基準日以前6か月以内に裁判官の勤務した期間等に応じて、当該基準日に係る期末・勤勉手当が支給される。 <p>なお、共済組合に対して育児休業手当金請求書を提出することにより、その子が1歳（※1）に達する日までの育児休業期間について、育児休業手当金が支給される。その額は、育児休業日数1日につき標準報酬の日額の50%に相当する金額（育児休業期間が180日に達するまでの期間については67%。雇用保険給付相当額を超える場合にはその額）である。その子が1歳に達するまでのいずれかの日において、配偶者が育児休業をしている場合は、その子が1歳2か月（※1）に達する日までの育児休業期間について育児休業手当金が支給される。ただし、この場合であっても、支給される額は1年分（※2）が限度となる。</p> <p>※1 その子が1歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められる場合に該当するときは1年6か月まで延長される。</p> <p>※2 その子が1歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められる場合に該当するときは1年6か月分となる。なお、これらの期間には産後休暇が含まれる。</p> <p>そのほかに、育児休業等期間掛金免除申請書を提出することにより、育児休業を開始した日の属する月から、育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの共済組合掛金が免除される。</p>